

破綻参加者の一般振替 DVP 利用に係る取扱い

平成 22 年 6 月 21 日

当社が DVP 参加者に対して業務方法書第 82 条第 1 項の規定に基づき債務引受停止等の措置を講じた場合において、当該参加者（以下「破綻参加者」という。）に対する破綻処理手続が再生手続又は更生手続であるとき（注 1）は、当社が下記 1 のリスク管理の観点からの措置を講じたうえで、破綻参加者が下記 2 の条件を充足し、その他債務引受停止等の措置を継続することが適当と考えられる事象が存在せず、破綻参加者の一般振替 DVP の利用に問題がないと当社が判断した場合には、当社が予め指定した日に同条同項の「当社が必要と認める期間」が終了し、当該日の翌営業日から破綻参加者の一般振替 DVP の利用を認める取扱いといたします。

記

1. 当社のリスク管理上の措置

- ・破綻参加者に係る差引支払限度額をゼロ円に設定する。（差引支払限度額に関する規則第 2 条ただし書の差引支払限度額の臨時変更の規定による。）

2. 破綻参加者に係る条件について

- ・以下の（1）～（3）の全てを充足していること

（1）破綻参加者に対する金融庁の業務停止命令が出されている場合において、破綻参加者の一般振替 DVP の利用が、当該命令の範囲に抵触しないこと

（2）破綻参加者が日銀ネットを従来どおり利用できること

（3）DVP 参加者契約書の提出等

次の①及び②の両方を満たすこと

① 次の事項について確認できること

- ・民事再生法の場合、一般振替 DVP 業務の実施について監督委員の同意があることなど
- ・会社更生法の場合、一般振替 DVP 業務の実施が管財人等の常務に属する行為であることなど

② DVP 参加者契約書の再締結を行うこと

- ・代表取締役（監督委員の同意が前提）、管財人等から契約書が提出されること（注 2）

（注 1）破産手続の場合は、破産手続開始決定により当該法人は解散するため、対象としないものとします。また、清算手続及び特別清算手続の場合は法人の解散が前提となるため、同様に対象としないものといたします。

（注 2）従前締結した DVP 参加者契約を遵守する旨の書面でも差し支えないものといたします。

以 上